



目次	ページ
告示	
大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
種畜証明書の返納の通報 (畜産振興課)	1
保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
建築基準法による道の指定 (")	1

公告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	6・4 掲示

高知県選挙管理委員会告示	
条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・5 掲示)	2
高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	2
高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	2

高知県監査委員告示	
包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (6・6 掲示)	2

告 示

高知県告示第409号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
平成20年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見 (以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成20年4月高知県告示第232号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所

在 地
マルナカ高須店
高知市高須三丁目1750番の7ほか

- 意見の概要
高知市としては、意見はありませんが、以下については、特に配慮をお願いし、周辺住民の生活環境保持に努めるよう要望します。
(1) 駐車場への出入口については、視界を遮らないよう見通しをよくしてください。
(2) 荷さばき施設のある東側の道路については、通学路となっているため、歩行者等の安全確認が十分に行うことができる施設の設置など安全対策を講ずるようにしてください (カーブミラー、回転灯など)。
(3) 北側の従業員駐輪場については、自転車等がはみ出し、歩道に駐輪することがないように留意してください。
(4) 出入口等の側溝等にふた等を設置する場合は、道路法 (昭和27年法律第180号) 第32条の規定に基づく許可を受けてください。
(5) 当該施設の冷凍機及び冷暖房機が、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に規定する施設に該当する場合、届出の必要があります。
(6) 騒音予測の結果では、夜間のb地点及びc地点で騒音規制基準を超過しています。閉店後の従業員用車両の退出に伴う騒音が主要因ということですが、十分な配慮をお願いします。また、周辺住民からの苦情等があった際には、騒音防止に努めるようにお願いします。
(7) 当該施設を建設する際に特定建設作業用機械等を使用する場合、作業開始の7日前までに特定建設作業の届出が必要となります。

高知県告示第410号
家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
平成20年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	飼養者の住所及び氏名	返納の理由
平19高知県1第13号 嶺北山 (全和褐原58) 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	死亡のため
平19高知県1第16号 早明浦 (全和褐原97)	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	と畜のため

牛 褐毛和種		
-----------	--	--

高知県告示第411号
平成20年5月高知県告示第327号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
(1) 登記簿記載の住所
香美郡東川村澤谷
(2) 氏名
小松 勝八
- 保安林に指定する予定の通知の要旨
(1) 保安林予定森林の所在場所
香南市夜須町仲木屋字大木場9、509、字センガウ12、17から21まで、521の1から521の3まで、522から524まで、526、字ミヤキ50の1、50の2、字サダレ492の1、492の3、492の4、492の7、494の3、498のイ、499、字ヲヲサコ502の1、503、504の3、504の4、505の1、505の3、506、508、字ジャンゴロ550の1、550の3、550の4
(2) 指定の目的
水源のかん養
(3) 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第412号
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成20年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字井流ノ口甲	966番6 966番10	4.60	33.76	

高知県告示第413号
次の道を建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第2項の規定により指定する。

平成20年6月17日

高知県知事 尾崎 正直

香南市夜須町手結山字中豊田山1660番1から937番1に至る延長52メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年6月4日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年6月4日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年6月4日	特定非営利活動法人はるの・わくわくぼけっと	西村 佳子	高知市春野町芳原1574番地	この法人は、子育て家庭の親とその子どもに対してつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施し、もって公益の増進に寄与する事を目的とする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、13,016人である。

平成20年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知

県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、175,128人である。

平成20年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年6月5日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	88,625人
室戸市、東洋町選挙区	6,080人
安芸市、芸西村選挙区	6,901人
南国市選挙区	13,554人
土佐市選挙区	8,322人
須崎市選挙区	7,084人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,825人
土佐清水市選挙区	4,890人
四万十市選挙区	10,030人
香南市選挙区	9,191人
香美市選挙区	8,275人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,681人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,297人
吾川郡選挙区	14,344人
高岡郡選挙区	19,007人
黒潮町選挙区	3,821人

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年6月6日(揭示済)

高知県監査委員	樋口 秀洋
同	黒岩 直良
同	坂本 千代
同	奴田原 訂

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
榎本 浩 兵庫県明石市大久保町高丘七丁目15番地の10
堀 重樹 兵庫県姫路市飾磨区清水179番地ラジオ飾磨駅

前302

金 一壽 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目4番15号803

橋本 誠 高知市春野町南ヶ丘三丁目4番10号

2 監査の事務を補助できる期間

平成20年6月6日から平成21年3月31日まで